

高知県社会貢献活動拠点センター運営費補助金交付要綱新旧対照表

新	旧
<p>(補助目的及び補助対象事業)</p> <p>第2条 県は、高知県社会貢献活動推進支援条例(平成11年高知県条例第4号)に基づき、社会貢献活動団体、県民等の社会貢献活動の促進を図るため、<u>社会福祉法人</u>高知県社会福祉協議会が設置する高知県社会貢献活動拠点センターの運営に要する経費に対して、予算の範囲内で補助する。</p> <p>(補助の条件)</p> <p>第5条 補助金の交付の決定には、次<u>の各号</u>に掲げる条件が付されるものとする。</p> <p>(実績報告)</p> <p>第7条</p> <p>2 補助事業者は、<u>第5条第6号ただし書</u>の規定により交付申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。</p> <p>3 補助事業者は、<u>第5条第6号ただし書</u>の規定により交付申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を知事に</p>	<p>(補助目的及び補助対象事業)</p> <p>第2条 県は、高知県社会貢献活動推進支援条例(平成11年高知県条例第4号)に基づき、社会貢献活動団体、県民等の社会貢献活動の促進を図るため、高知県社会福祉協議会が設置する高知県社会貢献活動拠点センターの運営に要する経費に対して、予算の範囲内で補助する。</p> <p>(補助の条件)</p> <p>第5条 補助金の交付の決定には、次に掲げる条件が付されるものとする。</p> <p>(実績報告)</p> <p>第7条</p> <p>2 補助事業者は、<u>規則第24条</u>の規定により交付申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。</p> <p>3 補助事業者は、<u>規則第24条</u>の規定により交付申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しな</p>

返還しなければならない。

(財産の処分の制限)

第8条 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならない。

(グリーン購入)

第9条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める高知県グリーン購入基本方針(平成13年3月26日作成)に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第10条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成11年6月24日から施行する。
- 2 この要綱は、平成32年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき交付された補助金については、第

ければならない。

(財産の処分の制限)

第8条 補助事業により取得した財産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならない。

(グリーン購入)

第9条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第10条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成11年6月24日から施行する。
- 2 この要綱は、平成29年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき交付された補助金については、第

5条第3号、第5号、第7条第3項、第8条及び第10条の規定については、同日以降もなおその効力を有する。

附則

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

5条第3号、第5号、第7条第3項、第8条及び第10条の規定については、同日以降もなおその効力を有する。

附則

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。